

# 裁 決 書

審査請求人 横浜市 [REDACTED]  
[REDACTED]  
処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長  
審査請求に係る処分 平成27年10月26日付け一時扶助申請却下処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成27年11月13日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

## 主 文

平成27年10月26日付け一時扶助申請却下処分を取消す。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成23年6月21日、処分庁は、請求人について、法による保護を開始したこと。
- (2) 平成26年3月11日付けで、処分庁は、請求人が当時居住していた神奈川県横浜市 [REDACTED]（以下「旧物件」という）の賃貸借契約更新に伴い、同月1日を実施年月日として、家賃保証委託契約に基づく保証料10,105円を認定する変更決定を行ったこと。
- (3) 同年4月3日、請求人は、処分庁に対し、旧物件が同月29日の契約

期限であり、賃貸借契約更新につき、貸主から更新書類が届かないので不動産屋に問い合わせしたところ、貸主としては請求人に退去してほしいと考えているが、請求人の障害の状態を考え、退去期限は設けず、新しい転居先が決まり次第退去してほしいとの意向であるとのことだったため、転居費用を認定してほしいと希望をしたこと。

これに対し、処分庁は、貸主から退去勧告を文書で出してもらい、それによって転居費用が認定可能か検討すると回答したこと。

(4) 同月17日、処分庁は、旧物件の賃貸借契約更新に伴い、同月1日を実施年月日として、更新料等68,600円を認定する変更決定を行った。

(5) 平成27年8月12日、請求人は、処分庁に対し、貸主から就労しないなら退去すると言われており、貸主の発言で精神不安定となるため転居したいと相談したこと。

これに対し、処分庁は上記(3)と同様の回答をしたこと。

(6) 同月24日、請求人は、処分庁に対し、同月22日に、貸主より、同年9月15日までに退去すると言われていたことから、敷金等の対応が可能であるか問い合わせこと。

これに対し、処分庁は、貸主より書面での理由提出があれば検討可能と伝えて書面提出を貸主に依頼するよう、請求人に伝えたこと。

(7) 同月31日、請求人は、処分庁に対し、貸主からの同月23日付け解除通知書の写しを提出したこと。

同解除通知書の記載内容は以下の通りだったこと。

「貴殿は、平成27年8月23日に住宅賃貸借約款（以下「本契約」という。）第12条（契約の解除・消滅）第1項に該当する事由を生じさせたため本書をもって上記賃貸借契約を解除いたします。

つきましては、平成27年9月15日に本件部屋を明け渡していただけますよう請求いたします。」

(8) 同日、処分庁は、請求人のトラブルによる退去であれば敷金等の対応は不可である判断し、その旨を請求人に伝えたこと。

(9) 同年9月14日及び15日、処分庁は、請求人との連絡がとれず、退去の状況が確認できなかったこと。

(10) 同月16日、請求人は、処分庁に対し、荷物の搬出ができなかったこと（          のトランクルームに半分は搬出、残りは旧物件にある）、新しいアパートが見つかるまでの居所について入院を検討していることを報告し、今後の荷物の搬出予定について、搬出手段及び貸主への連絡について処分庁の支援をうけることを了承したこと。

(11) 同月17日、請求人は、処分庁に対し、新居の候補として、現居の物

件を報告したこと。

処分行は、請求人に対し、現居の正式な資料と入居日の報告を求め、日割家賃のみ扶助可能であり、移送費等は、申請後に診断会議を経て判断する旨を伝えたこと。

(12) 同日、処分行は、貸主に対し、請求人の荷物の搬出が遅れているため、明け渡し期限を延長することを依頼し、貸主より同月24日まで延長する旨の了承を得たこと。

(13) 同月18日、請求人が、同月24日に入院することになり、これを踏まえ、処分行は、貸主に対し、請求人の体調悪化を理由に、明け渡し期限の再度の延長を依頼したこと。

同日、請求人は、処分行に対し、現居について敷金及び礼金が0円の物件はなかったことから、敷金の認定を検討するよう依頼したこと。

(14) 同月24日、請求人は、XXXXXXXXXXに入院したこと。

請求人は、処分行に対し、同月18日以降は、姉の親族宅にいたこと、及び、旧物件は既に明渡し、現居について賃貸借契約を結び、荷物を搬入したことを報告したこと。

(15) 同年10月2日、処分行は、請求人からの以下の内容を記載した保護申請書を郵便で受理したこと。

「保護を申請する理由

借家の契約解除通知を受け、止むを得ず転居・搬送を余儀なくすることとなったため（本当の事由は、大家による実家建替等による自家使用のためである。また、1フロア20㎡以上の事務所空間も必要と言っていた）

現状発生した費用

9月12日	搬送費	9,720円
～10月31日	倉庫費	62,910円
	敷金（2ヶ月分）	98,000円
	礼金なし	
9月20日～31日	日割家賃	18,700円
		(17,967円+733円)
	仲介手数料	52,920円
	鍵代	16,500円→27,000円
	保証会社費初年度	43,350円
	火災保険料	15,000円
	10月以降家賃	51,000円
	月額保証料	510円

不  
と  
転  
居  
を  
た  
な  
め  
同  
可  
能  
解  
約  
に  
た  
応  
退  
こ  
い  
し、  
分  
物

退去時精算証明は大家より送付。契約書破棄せよなど不自然な言動も（2015. 9. 21退去完了）

9月21日 ルームとエアコンのクリーニングで4万円、廃材・壁紙で12万円、合計16万円を退去費払い、9月25日に総額160,920円と判明。

その他9月18日～22日移送費・引越費用・廃棄処理費用請求予定あり。

ほか、■■■■倉庫→新居移送費金額未定。」

(16) 同月16日 処分庁は、上記(14)の申請について、ケース会議を開き、住宅扶助について、旧物件の9月家賃の戻り額を、現居の同月分の日割家賃に充当し、不足額を9月分住宅扶助として追加認定し、10月以降の扶助額は契約書の家賃額を認定することとした他は、いずれについても、却下する旨の方針を決定した。

(17) 同月19日、処分庁は、以下の内訳の旧物件から現居への転居費用合計160,000円の請求書を郵便で受理した。

①9月21日分作業代金	78,000円
②トラック代（燃料含む）	10,000円
③9月22日分作業代金（分別作業）	12,000円
④産業廃棄物処理代金	39,000円
（木質系14,000円+廃プラ25,000円）	
⑤産業廃棄物運搬費（2か所持込）	10,000円
小計	148,149円
消費税	11,851円
税込御請求額	160,000円

(18) 同月20日、請求人は、処分庁に対し、現居にかかる家賃・間代・地代の証明書（平成27年9月分家賃 17,967円、同年10月分家賃 49,000円、同年11月分以降 51,000円）居住用建物賃貸借契約書、重要事項説明書、契約内容変更書及び家賃保証サービス契約書を提出したこと。

(19) 同年10月21日付け以下の処分を行ったこと。

ア 住宅費認定変更決定処分

実施年月日 平成27年9月1日

新居 17,967円（20日～30日の日割家賃）

旧物件 30,000円

既支給額 45,000円

追加支給額 2,967円

言  
・  
額  
求  
開  
日  
人  
降  
も、  
合

- イ 住居費認定変更決定処分  
実施年月日 平成27年10月1日  
10月分家賃 49,000円
- ウ 住居費認定変更決定処分  
実施年月日 平成27年11月1日  
11月分以降家賃 51,000円
- エ 一時扶助申請却下決定処分（以下「本件処分」という）  
敷金等 家主が相当の理由をもって立ち退きを要求したものと認められないため  
生移送費 移送費を認定すべき真にやむを得ない事情にあると認められないため  
家財保管料 旧住宅と新住宅の契約期間に空白がなく、家財を自宅以外の場所に保管しなければならない、やむを得ない事情が認められないため。

(20) 同年11月13日付けで、請求人は、本件審査請求を提起した。

## 2 請求人の主張

本件処分は極めて不当かつ遺憾であり、取り消すとの裁決を求める。

理由は以下の通り。

(1) 前大家が住人差別行為により、一方的に信頼関係破壊行為に及び平成27年8月下旬に9月15日までに退去せよとの意味不明・理解不能な文書を送りつけてきた。今まで、処分庁は、居住権の主張や転出拒否で対応してきたにもかかわらず、今回は一転し、憲法にある居住自由の原則論を勝手に持ち出して、これまでどおりの居住権の主張を認めず無効、転出しなければならないと、住宅扶助水際作戦を決行した。そういった事情・理由を招いた結果責任は請求人にあると権利の蹂躪行為並びに行き過ぎた指導を行った。請求人の好きで移転となったのではなく、前大家の不法行為が原因であり、止むを得ず移転しなければならない状況を生み出したのは、前大家及び処分庁である。今回の移転に伴い発生した損失・費用賠償は、貸主並びに自治体・国家賠償法により行われるべきである。

(2) 処分庁の弁明には平成23年7月7日より平成27年8月12日付けの約49カ月の間、弁明書の詳細が中略されており、弁明には足りないので以下補足する。

過去の別ケースワーカーによる記録が何一つ記述されておらず、生活保護受給開始の件と直近の不服審査請求事件だけを比較して何の意味を成すのか理解に苦しむ。

・地  
家賃  
借  
書を

い

過去のケースワーカーの記述が明確でないのでは、正確に弁明したとはいえない。

(3) 契約解除の真の理由は「(最終的に) [ ] 協会に協力しないなら、居住権あげません」と言うのが本音であり、前大家一家が賠償責任を負うのが最相当であるが、民法不法行為に関わらず「あなたは退去しなければならぬ」ともむしろ貸主側の主張しか認定しない処分庁の暴走指導が最大の誤りである。

(4) 平成27年8月12日が初めての出来事ではなく、過去にも何度となく同等の嫌がらせで揺すられてきており、事実上の強要・脅迫・民法上という居住権の侵害の民法不法行為が度々あり、平成24年度より既に始まっており、前大家を踏み躪っているとか、契約当初と今と条件が違うなどで暴れ回り、不動産業者にも無用な喧嘩を売っていた。

最も暴力的であったのが今回の事件に含まれる内容であるが、その時点では大家の息子が私を突然呼び出し「就業しなければ次回契約更新はせず退去とする」と激昂し、居住権の主張を認めない一方的な論説を主張していた。

(5) 平成24年春からは [ ] クリニックのデイケア通所活動を2年にわたり継続してきたが、自主就労移行目的で [ ] 運輸に復職を試みて、ぎっくり腰を患い離脱となり、平成27年3月からは就労移行支援で [ ] に半年程度、創設時メンバーであったが、就労移行支援に満たないサービスを提供し続けて懲りない運営者達に天誅を下した。その後 [ ] などPC系の別組織の就労移行支援に転籍を計画しましたが、大家は今までのことすべてを一切認めない許さないと勝手に判断し、居住権を一方的に剥奪し追放しらしめた顛末である。

それから1年経って、 [ ] 運輸で再度復職を試みるも、僅か7日間しか労働に耐えられないという結果となり、最終的には面接試験不合格となり、肉体労働の職業はもう年齢的にも肉体的にもガタが出て、生産的に日々結果を出す労務の提供は困難だろうということで幕引きをすることとなった。

(6) かつて、大家の息子が誓約書を強制的に書かせたくても失敗した時に「何かあったら、半年後に契約解除できるからな」と宣告していたが、何故そこまで無理やり強制追放という形にしたかといえは、家主の金銭的負担がない、息子の新事業「 [ ] 協会(旧称・ [ ])」の事務所として1フロア20㎡以上の敷地がないといけないといけなかったらしいが、前大家に不満ながらも荷物を全撤去させれば、洗濯機置場の床が抜けて下がっており、 [ ] の不動産リフォーム業者・ [ ]

こと

いな  
王を  
よけ  
指導

とな  
上で  
台ま  
など

の時  
はせ  
主張

にわ  
みて、  
総合  
支援、  
そ  
計画  
手に

か7  
不合  
生産  
るこ

時に  
、何  
的負  
一ビ  
いけ  
濯機  
光ホ

■■■■の社長も異常を現認している。

(7) 何を以って契約違反で退去勧告なのか、誰がどう見ても読んでも理解できない意味不明な解約事由である。住宅賃貸借約款第12条第1項に列挙されている事由すべてでは、明確な原因を特定できない。

(8) 当時は平成27年関東東北豪雨の長雨や水害で、引越し業者のトラックすらまともに手配できず運搬もままならないまま、自力で搬出せざるを得ない状況、当面定住できる住まいは福祉の属性には得られないと考え、9月12日になって■■■■市内でトランクルームをどうにか契約して、軽トラックを24時間ようやく確保。旧住所で実質8畳サイズだった部屋を5畳に圧縮収納するプランを計画し、当日だけで4往復、5畳→2.5畳相当の段ボール箱物を中心に自力移送を行わざるを得なかった。一ヶ月にわたり不眠不休の日々が強制転居のために続き、私は相当疲弊しており、末期にはネットカフェ難民状態に置かれ、約一週間この生活が続いたと記憶している。現在もその後遺症に苦しんでいる。

(9) 9月15日以降は立入禁止だと宣った前大家のことだから、うっかり入れば侵入扱いで警察に通報されかねない。身の危険を感じた私は、生きる屍拾う者なしの状態で、携帯電話の充電状態も十分に確保できないほどとなっていた。

既に主治医からは入院やむなしの診断が実際には発動されており(9月10日頃には一旦発動していたのが、入院候補先返答待ちで先送りされていたのです)、自力だけではどうにもこうにも、やむなく実家から持ってきた全財産を移送できる状況になかった。

※実際には滞納などなき居住者であったので、不法侵入逮捕なんてことは実際には起きないはずですが、前大家が常に正しいと信じてやまない人達なので。

(10) その頃、■■■■クリニック■■■■は私の実姉の義父義母へヘルプコールする最悪の状態になり、■■■■方面■■■■町へ一時身を寄せることとなった。それを最後に、■■■■クリニック■■■■からも退出し転院することとなった。弁明書(9)までの期間、日中は毎日のように2箇所から1箇所へまとめる運搬作業に追われていた。却って面倒な仕事となってしまった。

(11) 前述したが、実際には当面住居が借りられない見込みであったことから、当時の全家財を止む無く移送保管する予定であった。

しかし、旧住居と新住居の荷が既に分散していた状態であり、当日中の全部の引越・移送など到底不可能なことであった。こういったクールドライ・ドラスティック・情け容赦ない処分があってよいことなのか。被保護者の立場を全くわかっていない処分には当然断固不服を唱えることにな

ったものである。

前家主が以前から計画的に退去を迫っていたことから、相当の理由を以って借家契約解除を行ない退去追放を行おうこととしていたことは明白であって、そうした事実調査を行わないまま処分を決定した処分庁にも問題がある。

(12) 旧住宅の契約期間は9月15日より先に延長されたため、また、新住宅は9月20日に契約成立にこぎつけることが何とか成立したため、偶然空白期間がゼロに過ぎなかっただけのことであるが、■町のドヤ街へ行かなければならない寸前まで差し迫っていたことはいうまでもない。同じ思いをケースワーカーにも知らしめてやりたいところである。

(13) 家主が家主の自社勤務に従わないから立ち退きを要求し、貸家契約の更新の拒絶と解約の申入をしたことから、止むを得ず転居する場合に相当するものと思われる。処分庁が実態を調べないまま処分決定したため処分不服は現在でも変わらない。

最終的には、住居設備暇疲欠陥(洗濯機置場の床抜け)が転居作業中に発見されたことから、家主の退去要求も加えて加味すると、前住居において従来通り居住することが期し難い状況であったと考えている。

(14) 法律の解釈論ですが、必要最低限度の支給すら考慮されていないのは、やはり問題や禍根を残さざるを得ないものと考えている。

(15) 人道的見地はないのか。前大家は本当の契約解除理由を伏せて、意味のわからない理由を並べ立てている。止むを得ず転居しなければならなかった場合に相当すると考える。

### 3 処分庁の主張

(1) 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 家主が出した解除通知書に記載のある契約解除理由は「住宅賃貸借約款(以下「本契約」という。)第12条(契約の解除・消滅)第1項に該当する事由を生じさせたため」とある。第12条1項に列挙されている一から九はいずれも、家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合には当たらない。

(3) 転居の移送費については、家主の立退き要求に相当の理由もなく転居しなければならない真にやむを得ない事情がない以上、それに伴う移送費についても真にやむを得ない事情があるとは認められない。

(4) 家財保管料及び家財保管の移送費については、旧住宅と新住宅の契約期間に空白がなく、家財を自宅以外の場所に保管しなければならない、や



むを得ない事情が認められない。

- (5) よって、ケース診断会議により事実関係に基づき、組織的に判断し、適正に一時扶助却下決定処分がなされ、かつその他の点に誤りがない以上、本件処分は違法又は不当となるものではない。

#### 4. 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法第8条第1項は、「保護は厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。
- (2) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、「左に掲げる事項」として、「一 住居」、「二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」を規定している。
- (3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)の力は、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(略)転居するときは、(略)必要な額を認定して差し支えないこと。」と規定している。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の30は、転居に際し、敷金等を必要とする場合について、16項目を限定的に規定している。
- (5) したがって、敷金等の支給可否の判断は、当該課長通知への該当性の有無により判断されることとなる。
- (6) 本件においては、課長通知第7の30第13号（以下「課長通知第13号」という。）の「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」かどうかが争点となる。
- (7) 課長通知第13号は、借家契約において、家主から立退きを要求され、又は更新を拒絶され、若しくは解約の申入れをされたこと、家主が立退き

を以  
白で  
問題

新住  
偶然  
行か  
じ思

約の  
相当  
処分

中に  
にお

のは、

意味  
なか

借約  
に該  
する一  
借家  
と得ず

転居  
多送費

り契約  
ハ、や

の要求、更新拒絶、解約申入れをする場合に、相当の理由をもって行うことの2つの要件により構成されている。

- (8) これを本件についてみると、事実(7)のとおり、処分庁は、請求人から解除通知書の写しの提出を受けているから、この点において課長通知第13号の要件のひとつを満たしていると判断される。
- (9) 次に、家主が当該通知を行ったことが、相当な理由をもって行われたかどうかを検討するが、そもそも、賃貸借契約の解除は、昭和27年4月25日最高裁判決(昭和24年(オ)143号)において、「およそ、賃貸借は、当事者相互の信頼関係を基礎とする継続的契約であるから、賃貸借の継続中に、当事者の一方に、その信頼関係を裏切つて、賃貸借契約の継続を著しく困難ならしめるような不信行為のあつた場合には、相手方は、賃貸借を将来に向かつて、解除することができるものと解しなければならない」とされている。
- (9) ここで、本件をみると、貸主は、解除通知書において、「賃貸借約款第12条第1項に該当する事由を生じさせたため」と記載しているが、請求人が同項各号のいずれに該当する事由を生じさせたのか判然としないものの、事実(3)に記載のとおり、平成26年4月3日時点で、貸主は、請求人との賃貸借契約の更新を望まず、退去を求める意向があつたことから、その時点において、貸主及び請求人の信頼関係は既に破壊されていると考えられる。そのうえで、事実(7)のとおり、解除通知書を出しているものであるから、貸主において相当の理由をもって行われたものと判断できる。
- (10) 他方、事実(4)に記載の賃貸借契約に係る費用の支給決定について、請求人から提出された更新案内等を根拠に支給決定がなされていることから、当時における信頼関係の破壊に疑義が生じるところであるが、事実(3)において、貸主は「請求人の障害の状態を考え、退去期限は設けず、(後略)」と請求人の障害へ一定程度の配慮を行っていること等を鑑みると、契約更新を行ったことのみをもって、当時において信頼関係の破壊がなかったとまでは言えない。
- (11) したがって、処分庁が行った敷金等の支給に係る申請却下処分は不当である。
- (12) また、転居に伴う移送費については、これまで検討したとおり、請求人においては、敷金等の支給を受けるに足る状況であつたと判断されることから、3(3)における処分庁の主張は採用できず、したがって、当該移送費の支給申請却下処分は不当である。
- (13) さらに、家財保管料について、処分庁は、事実(10)のとおり、請求

人から[ ]のトランクルームに家財の半分を搬出しているとの申告をうけているが、事実(19)エのとおり、旧物件と現居との契約期間に空白がないことを理由に、当該申請を却下している。

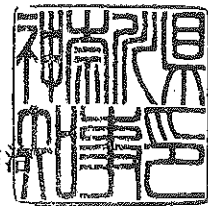
(14) 当該トランクルームの利用契約が、請求人の申し出どおり平成27年9月12日に締結されたとすると、旧物件の当初の退去期限が同月15日であること、現居の賃貸借契約日が同月20日であることから、少なくとも5日間については家財を一時的に保管する場所が必要であったといえる。

(15) 処分庁は、事実(12)に記載のとおり、旧物件の貸主に対し、明け渡し期限の延長を依頼しているが、当初の退去期限を過ぎた後に依頼を行っているのであるから、請求人が、当該トランクルームの利用契約日において、旧物件と現居の契約期間に空白が生じないと判断することは困難であると認められ、家財保管料の支給を認めうる余地はあったと考えられる。

以上により、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした横浜市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消し

の訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

